裁判長認印

調　　書　（決定）

事件の表示	令和８年（オ）第２４１号
	令和８年（受）第３０'０号
決　定　日	令和８年５月８日
裁　判　所	最高裁判所　第二小法廷
裁判長裁判官	岡　村　　和　美
裁　判　官	三　浦　　守
裁　判　官	尾　島　　明
裁　判　官	高　須　　順　一
当事者等	上告人兼申立人　ゴードン　マーク
	同訴訟代理人弁護士　笹本　潤　ほか
	被上告人兼相手方　国
	同代表者法務大臣　平口　洋
	同指定代理人　外山　詳子
原判決の表示	東京高等裁判所令和７年（ネ）第８３１号（令和７年１０月８日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１　主文

１　本件上告を棄却する。

２　本件を上告審として受理しない。

３　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２　理由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

令和８年５月８日

最高裁判所　第二小法廷

裁判所書記官　　小野寺　亮一

これは正本である。

令和8年5月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官　小野寺　亮